

NEWS LETTER

2007年10月号 (No.112)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/

寄付金は経費になりづらい？

先日お茶の間を賑わせた欽ちゃんの24時間マラソン。その影響もあり多額の募金が集まりましたね。

会社の経理上でも「寄付金」という科目で経理処理をする場合がありますが、すべての寄付金が全額経費になると考えていませんか？

しかし、全額が経費にならないものもあるのです。今回はそんな「寄付金」の実体に迫りたいと思います。

税務上の「寄付金」は国に対するものから、政治献金など個人に支払うもの、はたまた海外に支払うものまで、案外広い範囲を指しています。

● 経費にならないこんな理由

① 会社は利益を追求するもの

会社の経費とは、収益をあげるためのものですが、「寄付金」については、収益との関係性が薄いため、限度額が設けられています。

② 税は所得の再分配

税金は所得の一部を徴収し、他の人へ国が再分配するという性質があります。寄付金を無制限にしてしまうと再分配する税収自体が減少してしまうわけです。

● 経費にできる寄付金はどんなもの？

- ① 国、地方公共団体に対する寄付金
 - ② 財務大臣の指定するものに対する寄付金
 - ③ 特定公益増進法人等への寄付金
 - ④ 政治献金、宗教団体その他への一般の寄付金
- ※ ①②は全額経費、③④には限度額があります。

どの寄付金になるかを確認することが重要となります。

● 経費となる限度額はいくら？

③④について会社の場合、次の式で求められます。

(所得基準額 + 資本基準額) × 1/2

・ $\text{所得基準額} = \text{所得の金額} \times 2.5/100$

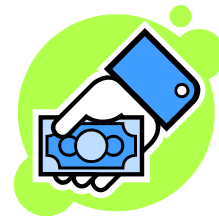
・ 資本基準額

$= \text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5/1000$

つまり、会社の資本金が大きければ大きいほど、また所得が多ければ多いほど限度額は大きくなります。実際の経費への繰入額はもう少し複雑な計算になりますので、担当者にご相談下さい。

● その他注意点

- ① グループ会社間等での業務依頼に対する支払手数料などが適正な金額ではなく、過大または過小な金額ですと、過大部分、過小部分が寄付金となってしまいます。
- ② 実際に寄付金を支出した事業年度にのみ計上されず、未払は認められません。
- ③ 領収書や寄付の事実が分かる資料を保管しておく必要があります。



● 個人が一定の寄付金を支払った時は？

会社での寄付金の取扱いは上記の通りですが、個人ではどうなるのでしょうか。

個人が国や地方公共団体、特定公益法人等、一般の寄付金等を支出した場合には、一定の所得控除をとることができます。これを『寄付金控除』といいます。

寄付金控除の計算方法は以下の通りです。

・ 次のいずれか低い方の金額 - 5千円

- ① その年に支出した寄付金の合計額
- ② その年の総所得金額の40%相当額

また、個人が寄付金控除の適用を受ける場合も会社と同様、領収書や寄付の事実を確認できる資料を保管し、確定申告書に添付し提出する必要があります。

(古井 洋平)